

## 第9回接続政策委員会 議事概要

日時 平成21年9月18日(金) 10:00~12:00  
場所 総務省共用10F会議室  
参加者 接続政策委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、佐藤委員、  
関口委員、藤原委員、森川委員、和久井委員  
事務局 福岡電気通信事業部長、古市料金サービス課長、  
村松料金サービス課企画官、  
安東料金サービス課課長補佐、  
栗谷料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

- ① 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について  
○事務局から資料説明が行われた後、討議が行われた。  
○審議の結果、意見に対する考え方(案)を一部修正の上、次の電気通信事業政策部会で報告されることとなった。

### 【主な発言など】

酒井主査代理：感想を述べたい。今回の審議にあたっては、二種指定について議論が集中した。「全ての移動体通信事業者を二種指定とすべき」、「二種指定に係る規制を全て撤廃すべき」、「現状のままで良い」など多様な意見が寄せられたところ、今回は先送りになっているものの、早期に検討すべき課題と感じている。上位3社のうち2社は指定事業者として、1社は自主的取組により、それぞれ同じ枠組みを守っていただくこととなっており、しっかり見ていかなければならない。接続料の格差が生じることは仕方がないという意見も出ており、共通ルールを策定するに当たってはかなり困難が予想されるが、我々や事務局もしっかり対応しなければならないと感じている。将来的には、ヒストリカルによる対応ではなくモデルを作るべきではないかと考えている。モデルを用いて整理できれば、効率性で議論できるようになるため、各社の設備構成の違いを理由に格差は仕方がないということにはならなくなる。

東海主査：早急にしっかりとしたガイドラインが策定されることを期待する。  
酒井先生のご懸念の一つは、二種指定事業者以外の事業者にガイドラインを遵守する姿勢があるかという点。答申(案)においては「自主的な取組に期待する」とある。今後行政としてどのように対応していくか伺っておきたい。  
事務局：ガイドラインについては、答申を受けて速やかに検討を開始し、2009

年度中の策定・実施を目指す。二種指定以外の事業者のルール遵守について、行政の取組として、例えば答申（案） 82 ページで「現時点では、業務改善命令の要件に該当する場合に、当該措置により不当に高額な接続料を是正するアプローチが適当」としており、また同ページで「不当に高額な接続料の設定に関する申出等があった場合は、総務省においては、事業者ごとの個別事情等を踏まえた上で、速やかにその適正性を検証し必要に応じ所要の措置を講じることが求められる」としているところであり、必要な対応をとってまいりたい。

相田委員：パブコメで出された意見について、「考え方」で十分に対応できていない箇所がある。例えば意見 42 について、ソフトバンクの意見は周波数帯の違いや事業継続年数を考慮した算定式にすべきとしているのに対し、「考え方」では「二種指定事業者以外の事業者も、二種指定事業者と同様の算定ルールに基づき、接続料を算定すること等が適当としているところであり、まずは当該事業者による今後の取組状況を注視した上で、段階的に対応することが適当」とのみ答えている。ここは一番簡単には考え方 37、もう少し踏み込むならば考えた方 60 や 124 と同じような観点からの回答に修正すべき。

事務局：了。

藤原委員：考え方（案）を読んでみて、Q&A のような形で答申（案）の考えが敷衍して述べられていると感じるものの、答申（案）そのものの持つ表現の曖昧さを改めて感じている。今回算定ルールを一気に決めるのは困難なので、考え方 51 にあるように「今後必要な範囲で漸進的に行っていく」と整理されているところ、スタートの段階でどの程度の内容が盛り込まれることとなるのか。各事業者の有する特殊要因について、考慮すべき特殊性をどう見分け、（ガイドラインに）どう取り込んでいくのか。情報開示について、各社がデータを一齐に総務省に開示するので、競争上の不利益は生じないものの、例えば経営戦略が推察できるなどの可能性がある。経営上の秘密と一括りにするのではなく、的を絞った形で運用してもらいたい。細かな文言の話になるが、結びの言葉が体言止めになっている箇所があり、修正が必要。考え方 98 の最後の段落の表現を分かりやすくすべき。

東海主査：ガイドラインの作り方として、個別の事業者の意見に過度に肩入れしたり、両論を立てようとすると分かりにくくなる。骨太なところをガイドラインで示す姿勢が重要。データの公開範囲やレベルは、ガイドラインの中でどのように整理されることとなるのか。

事務局：データの公開レベルは重要な検討課題。考え方では、「経営上の秘密」といった広めの書きぶりを行っているが、ガイドライン策定に当たっては絞っていく必要があると考えている。情報の開示の在り方については、ご指摘も

踏まえ、検討して参りたい。他方、情報開示という言葉自体が先行し過ぎ、事業者から総務省に対して有益な情報が提供されなくなる事態も危惧される  
ところ、両方の視点を踏まえつつ考えていきたい。

相田委員：意見105について、「注視すべきと位置付けられた機能の中には接続との関連性がないものも含まれている」というKDDIの意見に対し、考え方では「アンバンドル機能への位置付けに当たり、接続との関連性に留意すべきとの意見は、指摘のとおりである」と答えているところ、答申（案）に「注視すべき機能」と位置づけられている機能のうち接続と関連しないものが存在するのか。「注視すべき機能」という意見の書きぶり、「アンバンドル」という考え方の書きぶりが対応しているか。

事務局：今回答申（案）において取り上げた5つの機能については基本的に接続に関連する機能と考えている。KDDIからの意見においても具体的にどの機能が接続と関係がないといった指摘ではなく、あくまで一般論であると受け止めている。そのため、考え方においても、今後色々な機能について検討することとなる際に接続との関連性に留意するという一般論を述べたものである。表現ぶりに誤解を招く箇所があれば修正したい。

相田委員：当審議会としては、取り上げた5つの機能は接続と関連するものだと考える旨を補足してはどうか。

主査：そのように対応してはどうか。

事務局：了。

和久井委員：いくつか感想を述べたい。必ずしも具体的方向を述べるものではないが、聞き置いて頂きたい。パブコメで出された意見が答申（案）に単純に賛成している場合、考え方でわざわざ「賛成の御意見として承る」と改めて答えるのは若干堅い印象を受ける。また考え方の中で、「答申（案）に示したとおり」という回答部分に加えて、「なお書き」等を加えて答申（案）からさらに踏み込んだ回答をしている箇所が見られるところ、このような回答部分についても答申（案）本文中に注意書きやノートとして「こういった意見があった」と新たに付け加えてはどうか。現状の方法では、答申（案）とは別冊になっている意見と考え方を読まなければ答申（案）への追加的な考え方が分からないこととなる。また、他の委員からも指摘があったとおり、意見と考え方のすれ違いが見られる。例えば、意見79では、屋内配線転用ルールの策定に当たり、賃貸借と譲渡の場合を切り分けるべき旨述べられているのに対し、考え方では触れられていない。厳密な手続を行うなら、再度パブコメを行い、こうした点について指摘を受けるという方法もありうるが、迅速性と効率性の確保からは難しい。消費者団体から提出された意見106は、消費者の視点で意見を提出しているのに対し、考え方が十分示されてい

ないと感じる。例えば「関係する部署に伝える、働きかける」などの回答もありうるのではないか。意見73の中でソフトバンクから「事実誤認がある」と指摘されているところ、今回は価値判断に関わる部分での「事実誤認」との指摘なので回答はこれで良いものの、事実やデータについて本当に間違っている場合はどう対処するか課題となる。その場合は、この最後の段階で委員会として考え直すというよりも、考え方の整理途中であっても各委員に対してこのような事実誤認の指摘がある旨連絡してもらった方が良い。

事務局：意見で指摘された点に対して答申（案）の引用以上に具体的に回答する必要がある場合があり、「なお書き」となるケースがある。意見79の意見と回答のすれ違いについては、ご指摘を踏まえて修文し、消費者団体からいただいた意見についても、書きぶりについて検討する。事実誤認との指摘への対応については、今回はこのような回答としているが、よりよい方法があれば今後検討していきたい。

東海主査：議論の内容と必ずしも関係しない意見に対し、直接回答しないという曖昧なやり方も今まで行われてきたところである。今回の「事実誤認」という意見については、「彼らの主張と合っていない」という意味で主張している面もあるのではないか。事務局としては、修辞上の観点から簡略に述べているというところもあろう。ただ、回答をシンプルにし過ぎていると感じる箇所もある。ご指摘を受けた点について、今回対応できるものは修文し、そうでないものについては今後の検討課題とすべきではないか。

相田委員：確かに、「考え方」において「なお書き」を使うことにより、誤解を招きやすくなっている点はある。フットノートで対応し答申（案）との関係が分かるようにするのは良い考え。本委員会は競争促進の立場に立つ委員会であるところ、消費者保護・利便との関係については競争政策を担当する省庁で扱うか消費者庁で扱うかは難しい。例えば、Eメール転送サービスは、MNP促進による競争促進と消費者利便の向上の両側から扱われるべき課題であるところ、担当する省庁が分かれてしまっている。今後の課題として協力して取り組んでほしい。

佐藤委員：感想を述べたい。答申（案）の中で「第6章 おわりに」の章が、ボリュームがない感じを受ける。そのため、今後の対応がわかりにくい一因となっている。無理を承知で言えば、例えばSMS、Eメール転送の実現について、ロードマップを作成したり、答申（案）に書かれている事項がどう実現されるかを半年又は1年後にウォッチして報告するといった試みがあっても良い。二点目として、今回携帯電話の着信料や二種指定制度など今までできなかった本質的な議論ができたことを評価する。他方、例えば技術革新が激しい携帯電話サービスにおいてどのような競争が望ましいかなど、市場全体

を考える視点がなかったと思う。また、ネットワークを使う側として何が便利か、何が望ましいかというユーザー視点も不足していたと反省している。

関口委員：「考え方」はよくとりまとめられていると感じている。二種指定制度の見直しというよりは、事業者の自主的な取組を見守るガイドラインというアプローチにしたのは良かったと思う。事業者間の接続料格差拡大を出発点に、接続料原価の範囲やトラフィックの取り方をルール化することで、今まで分からなかったものが分かるようになる。他方、各社の違いが反映される実際費用であるため、その格差の原因がどこにあるか検討する場が必要となるのではないかと思う。ソフトバンクから出ている意見42では、事業の非効率性を指摘する一方、自社については格差を生む特殊要因があり考慮すべきとの主張となっている。このように「格差はあって当たり前」という意見と「非効率性により接続料が高止まりしている」という対立する2つの意見があるところ、お互いの意見を理解するための「すり合わせ」があった方がよい。この場合、「入力値の共有」がポイントであり、例えば LRIC 研究会のように守秘義務協定を結んで互いに各社の情報や考え方を共有し、接続料を支払う側の理解を促す場があれば、必ずしもモデルを作らずともよいと思われる。以上のような議論の進め方がガイドラインにおいて示されても良いのではないか。

森川委員：お願いをいくつか述べたい。「考え方」の中で「総務省は改めて検証を行うことが必要、適切な対応が適当」と回答している箇所が多くあるが、そこが重要と思う。例えば、直近ではガイドライン策定や E メール転送について国がしっかりかじ取りをすべき。将来的には、指定制度の問題、サービス・設備競争、ローミング、ネットワークの共用などの問題をじっくりと検討する場が必要ではないか。

東海主査：今回、多岐にわたる問題が挙げられているところ、接続政策委員会で対応することができる範囲での整理を行った。この答申（案）を受けた事業者の動向を適時適切に総務省が見ていくことが重要となる。今日委員から出された意見に基づき、事務局と主査である私の間で「考え方」に必要な修正を行いたい。その上で、各委員に再度確認を依頼する。以上を前提として本答申（案）を接続政策委員会としての答申（案）としたい。

以上